

第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 29 年 2 月 16 日（木）午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 ^{たぐち}田口 ^{よしのり}慶則・7 ^{むくした}棕下 ^{たもつ}保・14 ^{みやもと}宮本 ^{まさはる}政春・15 ^{もりやま}守山 ^{たかゆき}孝之
 16 ^{なかたに}中谷 ^{ひでや}秀也・17 ^{にしもり}西森 ^{よしのり}偉統・18 ^{ゆうき}結城 ^{しんぞう}晋三・20 ^{もろと}諸戸 ^{よしあき}善昭
 22 ^{なかの}中野 ^こたつ子

以上 9 名

欠席委員 23 ^{かたおか}片岡 ^{まさいく}眞郁

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：奥田担当主幹

白山：前田担当副主幹 美杉：前山主査

議事録署名者 6 ^{たぐち}田口 ^{よしのり}慶則・16 ^{なかたに}中谷 ^{ひでや}秀也

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号規定による届出について
 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について（所有権移転）
 報告第 5 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）
 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）
 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）
 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）
 議案第 6 号 買受適格証明願（公売）について
 議案第 7 号 非農地証明願について
 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について ＜別冊＞

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第2回第2農地部会を開会いたします。本日欠席委員、片岡委員欠席ですので、よろしくお願いします。
- 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
- 6番 田口委員、16番 中谷委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
- まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 はい、議長。それでは報告事項について報告させていただきます。すみません、座って説明させていただきます。よろしくお願いします。
- 議案書の1ページをお願いいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。番号1から3で、件数は3件、合計面積は田で4,265㎡でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2ページから8ページをお願いいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
- 番号1から11で、8ページになりますが、合計で件数は11件、合計面積は46,253.61㎡で、その内訳は田が29,275.61㎡、畑が16,978㎡でございます。
- これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 9ページをお願いいたします。
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
- 番号1、進入用道路用地の1件で、面積は田で18㎡でございます。
- 10ページをお願いいたします。
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
- 番号1、駐車場用地の1件で、面積は田で298㎡でございます。
- 11ページをお願いいたします。
- 報告第5号 時効取得による所有権の移転についてでございます。
- 番号1、権利者 _____、申請地は畑で合計面積は1,228㎡、取得年月日は3筆が昭和60年4月16日、2筆が昭和61年3月5日でございます。
- この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所

有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。事務局より報告があったとおりでございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案事項に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。12ページから14ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区大井、受人 _____、面積5,046㎡ 渡人 _____、面積580㎡ 申請地 一志町井関西ノ垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積580㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区高岡、受人 _____、面積5,421.3㎡ 渡人 _____、面積862㎡ 申請地 一志町田尻片山 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積465㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区八ッ山、受人 _____、面積4,514㎡ 渡人 _____、面積4,073㎡ 申請地 白山町山田野口奥田子 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積466㎡外2筆 合計面積1,125㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区八ッ山、受人 _____、面積4,331㎡ 渡人 _____、面積1,636.09㎡ 申請地 白山町八対野下出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積664㎡外3筆 合計面積1,115㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区八手俣、受人 _____、面積3,490㎡ 渡人 _____外11名、面積17,163.87㎡ 申請地 美杉町八手俣脇ヶ野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積49㎡外31筆（14ページをご覧ください）合計面積8,066㎡。

これにつきましては、法務局備え付けの地番図と現況の区割りが整合しないことから、これを整理するために、一旦、ひとりの所有者に名寄せして、後日、現況に合わせた形で区割りし直そうとするものです。

以上、件数は5件、合計面積は11,351㎡、このうち田が10,026㎡、畑が1,249㎡、その他、これは台帳地目が原野となっている農地ですが、これが76㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会いをいただきました地元委員のご意見を伺います。1 番お願いします。

宮本委員 1 4 番 宮本です。事務局の説明のとおりで、隣の田とあわせて管理をするというような考え方で、所有権移転が発生したようでございます。地元の推進委員さんも立ち会いで、良いでしょうということですので、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。2 番お願いします。

守山委員 1 5 番 守山です。2 月 9 日に現地を確認いたしました。宮本委員、奥田さん、私の 3 名と高岡地区担当推進委員の田端さんと田中さん同席のもと、現地でいろいろ説明を受けたわけでございます。今事務局が言われたとおりの内容でした。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。3 番、4 番お願いします。

西森委員 1 7 番 西森です。3 番ですが 2 月 9 日現地立ち会いということで、地元委員 2 名と_____と事務局と合わせて立ち会いさせていただきました。現地は_____の南側 2 0 0 m 程度離れたところ。山間の奥まったところの一番奥。現況は 3 枚の田んぼに分かれておりまして、今までもずっと耕作されていたということで、田んぼから田んぼということで、問題ないように思っています。後は、事務局の説明どおりですので、お願いします。4 番ですが、_____の南側 1 0 0 m 程度のところですが、家に囲まれた畑地ということで、周りにも家がたくさんあるということもありまして、そのまま利用していただいてもよいということで、これも畑から畑というかたちです。地元の委員が 2 名と事務局で確認をさせていただきました。後は事務局の説明どおりということですので。

議 長 はい、ありがとうございます。5 番お願いします。

結城委員 1 8 番 結城です。9 日に事務局と服部推進委員と現地を確認させていただきました。1 2 ページから 1 4 ページまで、これは道路改良工事のために農地の集約であるというもので、代表の_____さんに一時所有権移転するというものですので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第 1 号についてご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 1 号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。15 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。 番号 1、地区大井、申請者 _____、申請地 一志町井関西ノ垣内口 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 885 m²。 これにつきましては、平成元年ごろ申請地に杉を植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 2、地区川口、申請者 _____ 相続人 _____ 外 2 名、申請地 白山町川口御衣田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 72 m²。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 以上、件数は 2 件、合計面積は 957 m²、このうち田が 885 m²、畑が 72 m²でございます。いずれの案件につきましても農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1 番お願いします。
宮本委員	14 番 宮本です。現況は 20 年までに山林になつとるようございましたので、追認をよろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。2 番お願いします。
中谷委員	16 番 中谷です。2 月 9 日に西森委員と私と中村推進委員、総合支所の担当者で現地確認をしてまいりました。場所は県道 _____ 線の _____ から美杉よりに 600 m ほど行ったところの道路の南側にあたります。現在建っている家の南側に、この先、議案第 5 号でも出てきますが、住宅を建てる、それに伴う隣接する駐車場用地ということで、事務局の説明どおり、何ら問題ないかと思しますので、よろしくお願いします。
議 長	はい。ありがとうございました。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第 2 号についてご

異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、議長。16ページ・17ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町八丁山 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,674㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、日陰部分を避けて設置することから、パネルの設置率といたしましては、31.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区久居、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町成谷 _____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積2,912㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、2,234.07㎡、パネル設置率といたしましては、転用面積の77.0%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町津ノ京 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積114㎡外1筆 合計面積124㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町北興 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積875㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を診療所への貸駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区久居、受人 _____理事長 _____、渡人 _____、申請地 戸木町北興 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積630㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を診療所の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区栗葉、受人 _____外1名、渡人 _____、申請地 稲葉町上鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積62㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町中川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積231㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個

人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区波瀬、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬十王寺 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積750㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、396.09㎡、転用面積の52.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区高岡、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外3名、申請地 一志町田尻スタ _____、台帳地目・現況地目とも田、面積449㎡外3筆 合計面積1,401㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区高岡、受人 _____ (使用借人 _____)、渡人 _____、申請地 一志町田尻片山210番1、台帳地目・現況地目とも田、面積341㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区家城、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町真見大狭間 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積318㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区ハッ山、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町山田野皮屋前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積390㎡外1筆、17ページになりますが、合計面積839㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、252.72㎡、不整形地であり、日陰部分を避けて設置するため、パネル設置率といたしましては、転用面積の30.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13は、今回取り下げられておりますので、抹消をお願いします。

番号14、地区太郎生、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町太郎生下垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積252㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、203.36㎡、パネル設置率といたしましては、転用面積の80.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区丹生俣、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町丹生俣宮垣内 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積23㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものですが、平成25年3月に建物を建てており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気中田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積66㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、バイオマス材などの資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気中田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積576㎡。

これにつきましても、先ほどと同様、受人は、渡人から申請地を譲り受け、バイオマス材などの資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川中村 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積264㎡外1筆 合計面積1,421㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅及び駐車場用地とするものです。なお、以前から一部が宅地になっておりますことから渡人から始末書の提出があります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件取り下げがありましたので17件になります。合計面積は、14,320㎡のうち、1,825㎡を引いた分が合計面積ということになります。このうち田が8,119㎡から1,825㎡を引いた分、畑が3,289㎡、その他、これは台帳地目が山林になっている農地で2,912㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番から5番お願いします。

田口委員 6番 田口です。1番は9日の午後、本庁の方4名と会長と部会長、地元推進委員大井さんと確認してまいりました。これは _____ の南西、高速道路のすぐ西です。何ら問題ないと思います。2番も午後、会長と部会長、事務局4名、私と地元推進委員の大井さんで行ってまいりました。これは _____ のすぐ東です。3番は9日に私と部会長、加賀さん、地元推進委員の谷口さんで行ってまいりました。 _____ さんの家から南へ800mくらい、狭い道を入ったところです。4番と5番は一箇所の土地で2つに分けたような状態です。場所は _____ のすぐ北です。駐車場が足りないということで、すぐ隣の田を借りて、駐車場にするとということです。これも事務局の説明どおりですので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。6番、7番お願いします。

椋下委員 7番、椋下です。6番ですが、2月9日に現地確認をさせていただきました。部会長と田口委員、地元の野田推進委員、事務局の加賀さん、私とで立ち会いをさせていただきました。場所は _____ 北約300mのところで、事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えます。7番でございますが、これも2月9日に部会長、田口委員、地元の森推進委員さんと私と、事務局の加賀さんとで現地確認を行いました。場所は _____ 南約200mくらいのところでございます。県道の代替地で、県の用地課の方も1名見えておりました。これについても、事務局の説明どおりでございます。何ら問題

ないと考えますので、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。8番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。9日に会長、片岡委員、地元の竹内推進委員立ち会いのもと、事務局奥田さんと、現場立ち会いしまして、すでに笹のような、大分荒れていました。これなら太陽光に変えてもいいかなという感じのところでした。
あれだけ荒れているとやむを得ないかなということで、皆さんご了解いただいたようです。

議長 はい、ありがとうございました。9番、10番お願いします。

守山委員 15番 守山です。1反以上ということで本庁から来てもらい、2月9日に現地調査をいたしました。申請者の代理人として行政書士も来てもらってありました。場所はそこに_____とあるんですが、その南側で、事務局の説明どおり何ら問題ないと。分譲で7区画と聞いております。10番は1号議案で出てきました3条申請と同じ田で、これ分筆して_____、あちらは_____ということで、2月9日に地元の宮本、片岡、守山で、現地で説明を受けた。何ら問題ないと思います。両方とも、地元の田端推進委員と田中推進委員が同席していただいて、何ら問題がないということですので、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。11番、12番お願いします。

西森委員 17番 西森です。11番の方、家城地内ですが2月9日地元委員2名、浅井推進委員と行政書士の_____と現地立ち会いさせていただきました。場所としては_____という_____があるんですが、その道を挟んで前。現況地目は畑なんですが、現在は植林がしてありまして、場所的には駐車場にはもってこいの形になっておりました。植林してある木を伐採したうえで駐車場にしたいというような計画でした。地元の推進委員さんの方からも何も問題ないだろうという意見もいただいておりますので、こちらの方も問題なしという判断をさせていただきました。12番ですが、地元委員2名と事務局とで立ち会いをさせていただきました。場所は_____南側道路挟んで200m離れたところですが、周りに2軒ほど家はあるんですが、太陽光をしていただくに対しても背中を向けているようなかたちでしたので、問題ないのかなという判断をさせていただきました。後、事務局の説明どおりで、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。14番から18番お願いします。

結城委員 18番 結城です。14番から18番まで説明をいたします。まず、14番太郎生につきまして、9日に中川推進委員と事務局で確認をいたしました。太陽光発電再生エネルギーの生産ということでございます。15番丹生俣は平岩推進委員と確認をさせていただきました。田から宅地として、始末書の提出もあるということです。よろしくお願いします。下多気の16番、17番は、全

く受人の方は同一で、渡人が_____さん、_____さんです。推進委員と現地確認をしたのですが、バイオマスの置き場にしたいということでございますので、よろしくお願いします。下之川の18番は、受人は自然豊かな美杉の申請地へ隣地の宅地の建物を譲り受けて、別荘地として利用していきたいと。進入路、駐車場、景観の良い庭を設けて宅地を一体化利用したい。渡人は下之川には住んでいないので管理するのが困難で、経営規模を縮小したいということでございますので、よろしくよろしくお願いします。

議 長 はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第3号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、議長。先ほどの議案3号の合計欄のところですが、件数は17件で、合計面積は12,495㎡になります。田が6,294㎡ということでご訂正の方、よろしくお願いします。

それでは18ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区久居、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____外1名、申請地 戸木町高川原_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積366㎡外2筆 合計面積10,329㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に1年4か月間の賃貸借権を設定し、採石を一時保管する資材置場用地とするものです。農地区分は、農業振興地域内の農用地と判断されます。

以上、件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。

田口委員 6番 田口です。9日の午後、会長、部会長、事務局と推進委員の森さんと確認してまいりました。場所は_____のすぐ西です。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長	はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第4号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第4号について許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。19ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区川口、借人 _____、貸人 _____、相続人 _____外2名、申請地 白山町川口御衣田_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積373.55㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。
中谷委員	16番 中谷です。2月9日に、西森さんと私と中村推進委員、総合支所の担当者で確認をしてまいりました。議案第2号の2番で出ておりました駐車場と併設する土地でありまして、駐車場と同じように家を建てて使用するというので、事務局の説明どおり、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いします。
議 長	はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第5号についてご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第5号について許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第6号、買受適格証明願（公売）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。20ページをお願いいたします。 議案第6号 買受適格証明願（公売）についてでございます。 番号1 地区久居、申請地 新家町岸角____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,011㎡外1筆 合計面積1,862㎡。願出人 ____代表取締役 ____。 これは、公売に参加するための買受適格証明願で、落札後は、太陽光発電施設用地に転用されます。事業計画書では、パネル設置面積は、944.64㎡で、転用面積の50.7%になる予定です。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2 地区久居、申請地 久居明神町風早____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,064㎡。願出人 ____代表取締役 ____。 同じく、公売に参加するための買受適格証明願で、落札後は、太陽光発電施設用地に転用されます。事業計画書では、パネル設置面積は、482.16㎡で、転用面積の45.3%になる予定です。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3 地区久居、申請地 久居明神町風早____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,064㎡。願出人 ____取締役 ____。 同じく、公売に参加するための買受適格証明願で、落札後は、太陽光発電施設用地に転用されます。事業計画書では、パネル設置面積は、492㎡で、転用面積の46.2%になる予定です。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は3件、合計面積は、田で3,990㎡でございます。いずれの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、買受適格者である旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番から3番お願いします。
田口委員	6番 田口です。1番についてですが、先月か大分前にでてきたと思いますが、____のすぐ北です。野田推進委員と私と加賀さんと、椋下委員と見てまいりましたが、別に先月と一緒にのころなので、いいだろうということで、何ら問題ないと思います。2番と3番ですが、これは願出人は違いますが、場所是一緒です。____の北に____という____があります。そのすぐ北です。谷口推進委員と私と椋下さんと加賀さんと見てまいりました。何も問題ないということです。よろしくお願いいたします。
議 長	はい。ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方

	のご意見をお伺いしたいと思います。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議いただきました議案第 6 号についてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 6 号については証明することを決定したいと思います。続きまして、議案第 7 号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。21 ページをお願いいたします。 議案第 7 号 非農地証明願についてでございます。 番号 1、地区波瀬、願出者 _____、申請地 一志町波瀬大久保 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 36 m²外 1 筆 合計面積 85 m²。 これにつきましては、提出されております課税証明書により、申請地には、昭和 53 年に建物が建築されていることが確認できます。 このことから、申請地は、農地以外の用に供され 20 年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 番号 2、地区八ッ山、願出者 _____、申請地 白山町山田野福岡前 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 419 m²。 これにつきましては、昭和 45 年 11 月 2 日国土地理院撮影の航空写真により、この時すでに山林となっていることが確認できます。 このことから、申請地は、農地以外の用に供され 20 年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 3 号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上、件数は 2 件、合計面積は畑で 504 m²でございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1 番お願いします。
宮本委員	14 番 宮本です。9 日現地確認をさせていただきました。すでに本宅というか住宅の前にあった畑を昔、家を建てて現況に至っている。売却をしたいということのようで、何ら問題ないと思いますの、よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。2 番お願いします。
西森委員	17 番 西森です。2 月 9 日に地元委員と願出者で立ち会いをさせていただ

きました。_____の西側に100mくらい離れたところです。現状としては住宅が建っておりまして、住宅の裏地になりますが、すでに山というかたちになっておりました。そういう状況でしたので、事務局の説明どおり、問題ないかと思います。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認め、議案第7号については証明することに決定したいと思います。次に、別冊でお配りしました議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で47,969㎡、畑の賃貸借、使用貸借で46,906㎡、契約件数は80件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で6,055㎡契約件数は3件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で21,669㎡、畑の使用貸借で1,002㎡、契約件数は8件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で6,159㎡、契約件数は4件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて81,852㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で47,908㎡、合計契約件数は95件、合計面積は129,760㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区で40件、一志地区1件、白山地区2件、合計で43件、合計面積は92,736㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第2回 第2農地部会を閉会します。

午後2時53分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。

平成29年2月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____